

日曜論壇

湯澤 典子

2024.7.14



も共同親権
り、離婚後
協議によ
た。父母の
がなされ

女性初の弁護士をモデルにしたNHKの連続テレビ小説「虎に翼」では、背景に戦前の家制度や日本国憲法発布後の法整備、戦後の混乱とともに家族制度の変化に困惑する人々の様子が描かれている。ドラマにもあったように、親が未成年者を監護・教育し、子の財産を管理する親権は、明治民法では父のみが持つ権限だった。戦後の民法改正において、婚姻中は共同親権、離婚後は父母のどちらかが親権を持つ仕組みとなった。そして今年5月、77年ぶりに離婚後の親権について改正

が選択可能となる。父母間で合意が得られない場合は、家庭裁判所の判断により決定される。

共同親権は離婚時の親権争いを回避でき、養育費の未払いが解消されるとの期待もあるようだが、改正については賛否両論ある。改正法に明記

や義務の問題に直面し、親権の持つ強力な重みを実感するのではないか。

ドラマの中で、離婚調停中の父母双方が子どもの引き取りを拒否し、最終的に子どもは父母どちらの同居も拒否し、意向どおり叔母との暮らしが実現する、という場面が

に反して要保護の状態となってしまうかもしれない。

共同親権においては、子どもの進路などを話し合いによって決めることになる。表面化していない虐待やドメスティックバイオレンス(DV)がある場合、抑圧された父母関係のひずみから、子どもに

社が侵害される恐れもある。

戦後制定された児童福祉法は改正を重ね、子どもの権利擁護の取り組みが推し進められている。今回の民法改正においても、子ども自身の意見が適切に反映されるよう必要な体制整備などを関係府省庁で検討することが、付帯決議に明記された。

親権は子の利益のために

された「親権は子の利益のために行使されなければならない」との規律が、堅実に執行されることを願う。

多くの人は親権ということとをあまり意識することなく、日々の生活を送っていると思う。離婚や再婚などにより家族の形態が変わるとき、権利

あった。現実はこのような展開になるとは限らないが、今後、父母どちらがこの子の親権者として責任を果たすのか、もし改正民法が施行されていたら、子どもは別の選択肢があったのだろうか、などと考えさせられた。頼れる親族がいなければ、子どもの福

そのしわ寄せがいつてしまう懸念がある。

また子どもや家族の相談に対応する児童相談所では、要保護児童の施設入所や里親委託を決定し援助を行う際、親権者の同意は必須となる。父母間の意見が対立し長期化した場合などには、子どもの福

子どもが親権に関して意見を述べるには相当の負担が強いられるであろう。子どものみならず、DVなどにより力を奪われた人たちも同様ではないだろうか。

公布から2年以内の施行となるが、それまでに子どもの利益を確保するための措置など、柔軟な対応が望まれる。(栃木フォスタリングセンター 一長)